

「選挙権失う規定 違憲」

成年後見人選任の男性提訴

札幌地裁

成年後見人を選任する選挙権を失う公職選挙法の規定は憲法違反だとして、札幌市の無職男性(51)が14日、国に対し選挙権の確認と慰謝料100万円の支払いを求めて札幌地裁に提訴した。原告側代理人によると、同様

の訴訟は2月以降、東京地裁などで起こされ、今回が4例目。道内では初。訴状などによると、男性は生まれつき知的能力が遅れがあり、小中学校では特別支援学級に通学。成人後は政治問題に興味を持ち、

成年後見制度
介護保険とともに00年に始まった制度で、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に代わり、後見人に選定された親族や弁護士などが財産管理や契約行為を行う。後見人が付いた成人は選挙権と被選挙権を失う。本人が将来に備えて選ぶ「任意後見」と、家族などの申し立てを受けて家裁が選任する「法定後見」がある。

だと批判している。男性の母親は提訴後の会見で「息子は(政治について)私より詳しい。『選挙に行きたい』と言っている」と訴えた。総務省選挙課は「訴状を確認していないのだからコメントは差し控える」としている。
【金子淳】

後見人いても選挙権を

全国4例目 札幌の51歳男性提訴

成年後見人がつくと選挙権を失うと定めた公職選挙法の規定は、国民の選挙権を保障した憲法に違反するとして、札幌市の無職男性(51)が14日、国を相手取り、選挙権確認と慰謝料100万円の支払いを求めて札幌地裁に提訴した。弁護団によると、成年後見制度を巡る選挙権の確認訴訟は東京、さいたま、京都地裁に続いて全国4例目。訴状によると、男性は子供の頃に知的能力の発達の遅れで、特別支援学級に進学。成人後も記憶力などに支障があり、2004年5月、母親が成年後見人につ

読者 23.9.15 朝刊